

2. 歯科診療報酬

初・再診料（地域歯科診療支援病院歯科初・再診料を含む。）を引き上げる。

	改定後 点数	現行 点数
【初診料】		
1 歯科初診料	<u>272 点</u>	<u>267 点</u>
注 1 歯科初診料について、別に厚生労働大臣が定める基準に係る届出を行っていない場合	<u>245 点</u>	<u>240 点</u>
注 16 情報通信機器を用いた場合	<u>237 点</u>	<u>233 点</u>
2 地域歯科診療支援病院歯科初診料	<u>296 点</u>	<u>291 点</u>
【再診料】		
1 歯科再診料	<u>59 点</u>	<u>58 点</u>
注 1 歯科再診料について、別に厚生労働大臣が定める基準に係る届出を行っていない場合	<u>45 点</u>	<u>44 点</u>
注 12 情報通信機器を用いた場合	51 点	51 点
2 地域歯科診療支援病院歯科再診料	<u>76 点</u>	<u>75 点</u>

※ 入院料については、医科診療報酬と同様に対応する。

※ 歯科初診料又は歯科再診料相当で評価されている項目についても、同様に対応する。